

白子町地域防災計画

(修正案)

令和7年度修正

白子町防災会議

総則編

《目 次》

第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第3 計画の修正等	2
第4 他の計画との関係	2
第2節 計画の基本的考え方	3
第1 減災を重視した防災対策の推進	3
第2 地域防災力の向上	3
第3 要配慮者及び男女共同参画の視点	3
第4 計画に基づく施策の推進及び見直し	4
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 町及び一部事務組合等	5
第2 県	6
第3 指定地方行政機関	7
第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）	10
第5 指定公共機関	10
第6 指定地方公共機関	11
第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	12
第8 住民及び事業所等	14
第4節 地勢概要等	15
第1 位置	15
第2 自然環境	15
第3 社会環境	17
第4 災害履歴	18

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白子町防災会議が作成する計画である。

平成23年3月11日には過去最大規模の自然災害となる東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震では、千葉県九十九里・外房に大津波警報が発令され町内では海岸地域に避難指示等が発令されており、死者1名の被害が発生している。

また、令和元年に本町を襲った一連の災害（台風第15号（令和元年房総半島台風）、台風第19号（令和元年東日本台風）、及び10月25日の大雨）では、本町にも災害救助法が適用される事態となつた。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を發揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

1. 計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別ごとに編を構成して対策計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、町民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 地震・津波編

地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。

また、附編1として「南海トラフ地震防災対策推進計画」、附編2として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定める。

(3) 風水害編

大雨による洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故、放射性物質事故、大規模停電への対策を定める。

2. 各編の構成

地震・津波編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基

第1節 計画の目的等

本とする。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための備え等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第3 計画の修正等

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は、白子町防災会議において修正を行う。

第4 他の計画との関係

1. 上位計画等

本計画は、町の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、地域の強靭化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された白子町国土強靭化地域計画との整合を図る。

2. 地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、本町域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

第2節 計画の基本的考え方

第1 減災を重視した防災対策の推進

本町域は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮など極めて多種の自然災害が発生しうる自然条件下に位置する。これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、住民の財産に甚大な被害を与えてきた。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

被災時には人命確保を最優先するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーター及び防災士の養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、物資、緊急輸送、情報の収集・伝達に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がいのある方や乳幼児、妊娠婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

第2節 計画の基本的考え方

防災白書によると東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死者のうち9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かつたことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展や、障がいのある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであります。高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

第4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しや、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを隨時行うものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、住民、事業所等は、災害への備えや防災対策への協力に努める。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1 町及び一部事務組合等

1. 白子町

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

2. 千葉県市町村総合事務組合

- (1) 災害弔慰金の支給等に関すること

3. 長生都市広域市町村圏組合

- (1) 地域の防災体制の整備の協力に関すること
- (2) 消防・救急・救助・水防活動に関すること
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難者の誘導・支援に関すること
- (4) 災害廃棄物の処理に関すること
- (5) 災害医療に関すること
- (6) 遺体の搬送、火葬に関すること
- (7) 応急給水に関すること
- (8) 水道施設の応急復旧に関すること

4. 一宮聖苑組合

- (1) 遺体の搬送、火葬に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第2 県

1. 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市町間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 町が実施する災害応急対策の支援及び市町村間の総合調整に関すること

2. 千葉県出先機関

機関名	業務大綱
長生地域振興事務所	<ul style="list-style-type: none">(1) 県災害対策本部長生支部内の連絡調整に関すること(2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること(3) 白子町が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること(4) 災害救助についての応援に関すること(5) 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関すること
長生保健所（長生健康福祉センター）	<ul style="list-style-type: none">(1) 支部健康福祉班の活動の調整に関すること(2) 被災者の医療の確保に関すること(3) 被災者の健康の維持に関すること(4) 被災者の生活衛生の確保に関すること(5) 被災者の福祉の確保に関すること(6) その他分掌事務の実施に必要なこと
長生農業事務所	<ul style="list-style-type: none">(1) 農業関係（土地改良事業含む）の災害対策に関すること(2) 災害救助についての応援に関すること
北部林業事務所	<ul style="list-style-type: none">(1) 林業関係の災害対策に関すること(2) 災害救助についての応援に関すること
長生土木事務所	<ul style="list-style-type: none">(1) 水防の全般に関すること(2) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること(3) その他土木関係の災害対策に関すること(4) 災害救助についての応援に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

3. 千葉県警察茂原警察署

- (1) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- (2) 死体（行方不明者）の捜索及び調査に関すること
- (3) 交通規制、緊急交通路の確保に関すること
- (4) 災害時における犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - カ 県又は町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関すること
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ウ 手形交換、休日営業等に関すること
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - オ 営業停止等における対応に関すること

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運運用船舶の緊急修理に関すること

9. 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10. 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること

11. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

12. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

13. 東京管区気象台（銚子地方気象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

14. 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

15. 千葉労働局（茂原公共職業安定所）

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

16. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - イ 通信施設等の整備に関すること
 - ウ 公共施設等の整備に関すること
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
 - キ 豪雪害の予防に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
 - イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
 - ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
 - エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- ク 災害時相互協力に関する申合わせに基づく緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

17. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - エ 町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社（千葉支店）、株式会社NTTドコモ（千葉支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関すること
 - (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
2. 日本赤十字社（千葉県支部）
 - (1) 医療救護に関すること
 - (2) こころのケアに関すること
 - (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
 - (4) 血液製剤の供給に関すること
 - (5) 義援金の受付及び配分に関すること
 - (6) その他応急対応に必要な業務に関すること
3. 日本放送協会（千葉放送局）
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
 - (4) 被災者の受信対策に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

4. 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

5. 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- (1) 鉄道施設の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

6. 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

7. 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

8. 東京電力パワーグリッド株式会社（木更津支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

9. KDDI株式会社（東京支社）

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

10. 日本郵便株式会社（白子郵便局）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

11. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

12. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

第6 指定地方公共機関

1. (一社)千葉県LPGガス協会（長戸支部）

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

2. (公社)千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. (一社)千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

4. (一社)千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需要状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. (公社)千葉県看護協会（長東地区部会）

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. (一社)千葉県トラック協会（長東支部）、(一社)千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

8. 千葉県道路公社

- (1) 九十九里有料道路の保全に関すること
- (2) 九十九里有料道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

1. (一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、(一社)外房薬剤師会、(公社)千葉県柔道整復師会南総支部

- (1) 災害時における医療対策に関すること

2. (福)白子町社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会

- (1) 災害時要配慮者の支援
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援

3. 長生農業協同組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資、あっせん
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (5) 農産物の需給調整

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

4. 白子町温泉ホテル協同組合

- (1) 自主避難所の提供に関すること

5. 白子町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- (4) 災害時における物価安定への協力

6. 千葉県森林組合（長生事務所）

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせん

7. 南白亀川漁業協同組合、九十九里漁業協同組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (3) 被災組合員に対する融資、あっせん

8. 千葉県タクシー協会（外房支部）

- (1) 災害時におけるタクシー車両による被災者等の避難輸送及び町の救助計画に従事する者の移送に関すること

9. (一社)千葉県建設業協会（長生支部）、長生郡市管工事協同組合、(一社)千葉県電業協会 (北総・東総・山武・長生地区)

- (1) 建築・土木関連の応急・復旧対策の協力に関すること
- (2) 被災者の救助・救援対策の協力に関すること

10. 千葉県石油商業協同組合（茂原支部）

- (1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること

11. 白子町自治連合会

- (1) 自主防災組織の結成、自主防災活動の促進に関すること
- (2) 自主防災組織、自治会等の組織間の連携確保に関すること

12. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

13. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資

14. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

15. 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 防護施設の整備

第8 住民及び事業所等

1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品物資等の備蓄に努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティア等が行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 事業者

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

3. 自主防災組織、自治会等

- (1) 町民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 町が行う防災対策に協力するよう努めること

4. ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4節 地勢概要等

第1 位置

本町は、房総半島の太平洋側のほぼ中央に位置し、九十九里海岸の南の一角を占めている。また、東京まで 70km、千葉市へは 30km の地点に位置し、東方は太平洋、西は茂原市、南は長生村、北は大網白里市と接している。

〈本町の地勢〉

位置（役場）	東経 140° 22' 28" 北緯 35° 27' 16" 標高 2.3m
大きさ	南北 6.3km 東西 5.7km
面積	27.5km ²

第2 自然環境

1. 河川・海岸

白子町の河川は、大網白里市小西に源を発し、白子町の中央部を北から東に流れ、九十九里浜に注ぐ二級河川南白亀川水系があり、支川として赤目川は本納地区からの流れを集め町北部で、新川は関地区西部から、また、内谷川は長生村方面の流れを集めて町中央で、それぞれ南白亀川に合流している。

南白亀川水系では、昭和 23 年度から河川改修事業に着手し、南白亀川本川では概ね改修が完了しており、支川赤目川の下流部では、引堤等の河道改修がほぼ完成している。しかし、南白亀川の中流部では一部堤防高の不足している区間があるほか、水系上流部沿川の急激な市街化に伴う流出増により、宅地や農地の浸水被害が顕著となっている。

また、中・下流域の低地では地盤沈下が顕著であり、今後、内水被害の増大が懸念される。

海岸については、本町は九十九里海岸の南端に位置するため、遠浅ではあるが砂浜は近年の海岸浸食により傾斜が大きく波浪が激しい。

2. 地質・地形

(1) 地質

白子町の地表の地質は、現世(新生代第四紀完新世)に堆積した沖積層であるが、地下 2500 ~3000m には緻密な基盤岩である保田層群が存在する。保田層群は、砂岩や泥岩及びそれらの互層、細粒凝灰岩などから成る地層で、約 2300 万年前(新生代古第三紀末から新第三紀中新世前期)の海底の堆積物である。

保田層群の上には三浦層群、上総層群が堆積している。三浦層群は約 600 万年前(新生代新第三紀中新世)に堆積したもので、泥岩や砂岩及びそれらの互層から成る。上総層群は約 280 ~50 万年前(新第三紀鮮新世から第四紀更新世：洪積世)に堆積したもので主に泥岩、砂岩及びそれらの互層から成る。

なお、白子町付近では上総層群上部の長南層、柿の木台層、笠森層は存在せず、国本層の上に一番新しい第四紀の沖積層が不整合に堆積している。

また、上総層群は水溶性天然ガスを含む水中のヨウ素の鉱床となっている。

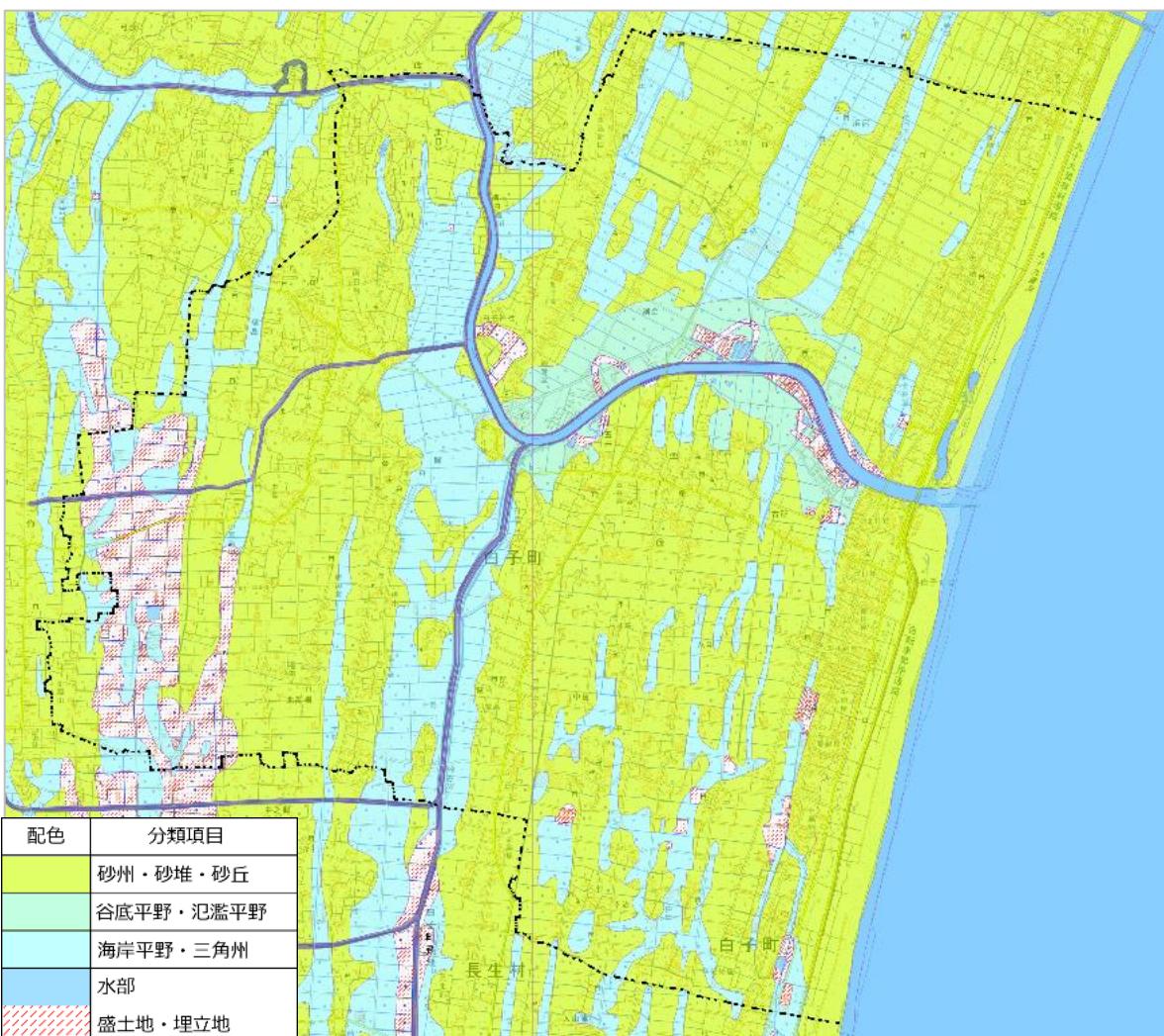
(2) 地形

白子町は九十九里平野の南部に位置し、地形は平坦である。平野は約 6000 年前の縄文海進極相期以降に形成されてきたとみられ、現在の海岸線にほぼ並行して砂堤（浜堤）列と堤間湿

第4節 地勢概要等

地が分布している。砂堤は波によって打ち上げられた砂や礫が堆積した高まりである。過去に形成された浜堤が土地の隆起あるいは海退によって内陸に残されたもので、町内には海岸から後背地の下総台地までの間に9~13列みられる。

町内の地盤の最高地点は日当地区の海拔 7m(T.P. 東京湾中等潮位)で、海拔 5~6m の地帯は千町一御殿山、北日当一中島一北高根、牛込新田一剝金である。一方、南白亀川周辺は川の浸食による海拔 2m(T.P.)以下の範囲が広がり、これらは町域の約 43%を占める。



＜町の地形概念図（国土地理院「土地条件図」）＞

3. 気候

黒潮の影響を受け1年を通じて温暖であり、冬期であっても降雪はほとんど見られない。

本町に隣接する茂原地域気象観測所における最高気温の極値は 39.9°C (2013 年 8 月 11 日) で、最低気温は -7.8°C (1984 年 2 月 8 日) である。

最大1時間降水量は78.0mm（2023年9月8日）、最大日降水量は391.0mm（2023年9月8日）である。

なお、茂原地域気象観測所における統計期間は、降水量が 1976 年 1 月以降、気温は 1978 年 1 月以降である。

第3 社会環境

1. 人口

(1) 人口・世帯数

住民基本台帳人口（令和7年12月1日現在）によると、外国人を含む本町の人口は10,300人、5,205世帯である。

(2) 65歳以上人口

住民基本台帳人口（令和7年12月1日現在）による65歳以上人口は4,361人で、総人口の42.3%を占める。これは、全国平均29.3%（総務省「人口推計」、令和6年10月1日確定値）及び千葉県平均27.6%（千葉県年齢別・町丁字別人口、令和7年4月1日）を大きく上回る。

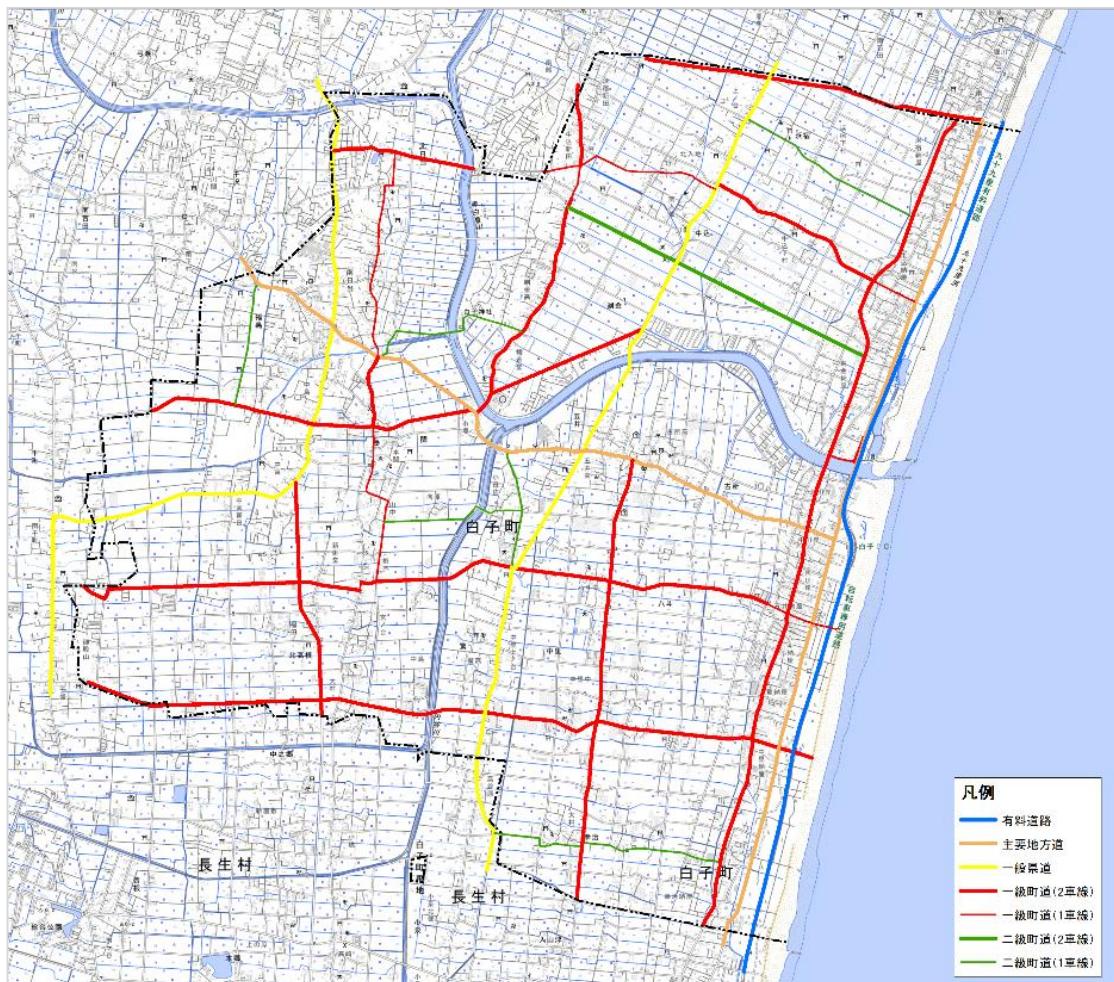
2. 土地利用

本町の面積は2,750haで、最も多い地目は「田」の880ha、次いで「畠」551ha、「宅地」445ha、「雑種地」169haの順である（令和5年版千葉県統計年鑑）。

3. 交通

(1) 道路

町内は自動車専用道路である九十九里有料道路が沿岸部を縦貫し、町内に白子ICがある。一般道は主要地方道茂原白子線が町の中央部を東西に、一般県道一宮片貝線が町の中央部を南北に、また、一般県道正気茂原線が町北西部の集落を南北方向に貫き、関付近で新川に沿う形で東西方向に進路を変えながら通じている。



<白子町内道路網図（県道及び幹線町道）>

第4節 地勢概要等

町道は町域を各方向に網羅しているが、主要地方道や一般県道を補完する幹線町道として一級町道及び二級町道が整備され、町内の各地から概ね 1km 未満でアクセスできる道路網を形成している。幹線町道の中でも、一級町道については概ね 2 車線を確保しているが、一部の一級町道及び二級町道の多くは 1 車線となっている。

また、町の中央を南白亜川と内谷川が南北方向に貫流しているため、東西方向の道路の多くに橋梁が存在する。

(2) 公共交通

町内に鉄道はない。町内からは JR 外房線の茂原駅や本納駅に路線バスが通じているほか、高速バスにより東京駅や千葉駅へ直接アクセスすることが出来る。

4. ライフライン

(1) 上水道

町内の上水道は長生郡市広城市町村圏組合が供給しており、普及率は 94.2% である。（令和 5 年度千葉県の水道）

(2) 下水道（コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽）

本町では、九十九里浜沿岸一帯においてコミュニティ・プラント（小規模下水道）による下水処理が行われている。コミュニティ・プラントの整備区域外では合併処理浄化槽による生活排水の処理が行われている。

(3) 都市ガス

町内的一部の地区に、白子町ガス事業所の都市ガス供給区域がある。

第4 災害履歴

1. 地震・津波災害

本町及び周辺に大きな被害をもたらした記録のある地震、津波は、次の 4 つである。このうち最も被害が大きいものは 1703 年の元禄地震で、津波により千人以上の死者が発生している。

地震名 西暦年月日 日本歴年月日	震源 (マグニチュード)	被害の概要
延宝地震 西暦 1677 年 11 月 4 日 延宝 5 年 10 月 9 日	房総半島東方沖 (M8.0)	九十九里浜の海岸・漁村において津波が海岸近くまで侵入したとされ、白子町沿岸にも津波碑が確認されている。町史には、元禄の津波を契機に、九十九里浜の漁業形態（地曳網漁業）に変化があったとの記録がある。
元禄地震 西暦 1703 年 12 月 31 日 元禄 16 年 11 月 23 日	相模トラフのフィリピン海プレート境界付近 (M8.2)	震源域が陸地に近いため、地震発生後短時間で津波が来襲したとされる。町内では、津波溺死者数 1,115 名との記録がある。
千葉県東方沖地震 西暦 1987 年 12 月 17 日 昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖 (M6.7)	山武郡、長生郡を中心に大きな被害が発生した。町内では、軽症 6 名、住家の一部損壊 1,387 棟などの被害が発生した。
東北地方太平洋沖地震 西暦 2011 年 3 月 11 日 平成 23 年 3 月 11 日	太平洋三陸沖 (M9.0)	町内では、死者 1 名、全壊 1 棟の被害が発生した。また、福島第一原子力発電所の事故に伴って放射性物質が拡散し、県内各地で大気中の放射線量の上昇、農作物の放射性物質の含有量の増加などが発生した。

第4節 地勢概要等

2. 風水害

本町に比較的大きな被害をもたらした風水害の記録は、次の7つである。

そのうち人的被害のあるものは明治35年9月の暴風、大正6年1月の暴風、昭和19年4月の海上暴風で、海上において死者が発生している。

近年、平成期には被害記録はなく、令和元年の房総半島台風が約70年振りの比較的大きな被害が生じる災害となった。

年月日	種別名称等	被害状況
1902.9.28 (明治35年)	暴風雨	牛込行徳寺本堂全壊、八斗・古所海岸で家屋全壊7戸、半壊17戸、負傷者2名、他船体破損
1917.1.18 (大正6年)	暴風	出漁漁船3隻以上漂流、15名死亡
1917.9.30 (大正6年)	暴風雨	民家倒壊、田畠被害
1926.9.25 (大正15年)	暴風雨	倒壊家屋8戸、半壊家屋4戸、樹木被害、自動車不通、電話不通民家倒壊、田畠被害
1944.4 (昭和19年)	海上暴風雨	出漁中の地曳船の沈没により船夫死傷多数
1948.9.15 (昭和23年)	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊142棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畠被害、交通途絶、電線不通
1996.9.22 (平成8年)	平成8年台風17号	一部損壊家屋1棟、床上・床下浸水27世帯、道路通行止4カ所、浜宿・五井西・牛込地区で停電1,200軒
2019.9.8 (令和元年)	令和元年房総半島台風	半壊家屋3棟、一部損壊家屋128棟、幸治・中里地区で停電250軒、幸治地区でガス供給停止69戸

